|  |
| --- |
| 乙が自己の事業に自由に使用することができる範囲から除外する情報(第９条関係)  (1) 第三者との間で甲が秘密保持義務を負っている情報  (2) 甲が産業財産権の出願中もしくは出願予定の発明、考案または登録した産業財産権にかかる発明、考案の内容に関する情報  (3) 甲の所有するノウハウ的価値を有する情報で、無償使用が妥当でないと甲が判断する情報  (4) 甲の機密に属する情報  (5) 甲が第三者から実施許諾を得て実施している産業財産権、著作権等  なお、上記(1)～(5)に係る情報については学術指導完了時に、見直しを行うものとする。 |